

令和 8 年度

上尾市立上平北小学校いじめ防止基本方針

目 次

はじめに	1
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの基本認識	
2 いじめに取り組むための組織	2
(1) 設置目的	
(2) 組織の構成員	
(3) 活動内容	
(4) 関係機関との連携	
3 いじめの防止	3
(1) 教師の言動・姿勢	
(2) いじめを許さない学級づくり	
(3) わかる授業づくり	
(4) 道徳教育の推進	
(5) 児童によるいじめ防止の取組	
(6) ネットいじめへの対応	
(7) 教育相談の活用	
4 いじめの早期発見・早期対応	7
(1) いじめの早期発見	
(2) いじめの早期対応	
(3) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底	
(4) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進	
(5) 重大事態への対応	
5 基本方針の共通理解	12

はじめに

いじめは決して許されない行為である。しかしながら、いじめはどの学校でも、どの学級でも起こりうるものである。したがって、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ適切に対応するためには、児童の実態を常に正確に把握することが重要である。

そこで本校では、児童の実態を日常的に把握し、家庭や地域社会と連携しながら「いじめの根絶」に取り組むとともに、児童自身に「いじめをしない、させない、許さない」強い意志をはぐくみながら、教職員一丸となって「いじめで苦しんでいる児童を全力で守る」という共通認識のもと、指導にあたっている。

いじめが発生した場合には、校長のリーダーシップのもと全教職員が適切に対応できるよう、常に「報告・連絡・相談」を確実に実施し、全教職員で共通理解をしながら組織として取り組んでいる。

また、令和6年度より、いじめの防止や対応についての研修を重ね、教職員の意識を高めてきている。

上尾市立上平北小学校いじめ防止基本方針（以下「上平北小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立上平北小学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各ブロック1名

(3) 活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童（生徒）へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

(4) 関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

イ 教育委員会との連携

ウ 警察等との連携

3 いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（１）教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子供の立場で指導・支援を行うためには、

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、児童一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。そのた

め、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。

などがあることに十分に留意する。

(2) いじめを許さない学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の7点について取り組む。

ア 教師自身が明るく前向きに生活し、笑顔のあふれる明るい雰囲気をつくる。

イ 教師と児童、児童同士のよりよい人間関係づくりに努め、互いに個性や長所を認め、一人一人が互いに支え合える雰囲気をつくる。

ウ 教師は不正に対して毅然とした態度で臨む。

エ 一人一人が安心して生活できる集団生活のルールを確立する。

オ 児童の興味・関心や能力に合った活躍の場を用意して、一人一人に存在感をもたせる。

カ 学級活動の時間などで学級の諸問題を話し合わせ、自分たちで解決する機会を与える。

キ 児童が自主的に運営する学級の取組を通して、成就感・満足感をもたせる。

(3) わかる授業づくり

学業不振やその心配のある子供は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

【一人一人が生かされ、集団で高め合う授業づくりのポイント】

ア 間違った意見こそ大切にす。

イ 発言に対して冷やかしの言葉などがあれば、その場で注意する。

ウ 児童が体験的、問題解決的な活動に取り組める教材の開発や単元の構成を工夫する。

エ 仲間で協力して調べたり、自由に表現したりする場面を取り入れる。

オ 他の発言や意見を尊重し、よさを見付け、温かく受け止める態度を養う。

(4) 道徳教育の推進

いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

ア 「彩の国の道徳」を活用し、授業の充実を図る。

イ 児童のよい行いを認め、表彰し、自己肯定感の高揚を図る。

ウ 褒めて育てる取組を行う。

(5) 児童によるいじめ防止の取組

児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

- ア 「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」を教室前面、児童昇降口に掲示し、常に注意喚起、意識の啓発を行う。
- イ 「上平北小のやくそく」を児童会等で確認し、朝会や集会で共通認識を深める。
- ウ 児童会が主体となって「あいさつ運動」を実施し、良好な人間関係の構築を図る。

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「ネットモラル教室」等を開催し、適切なネット利用を啓発する。

【児童への指導のポイント - 掲示板等での被害を防ぐため -】

- ア 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- イ 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ウ 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

(7) 教育相談の活用

- ア 教育相談係や養護教諭といった一部の教師やスクールカウンセラーに頼りきることなく、全職員がそれぞれの立場から、全校の児童に教育相談的なかかわりをもつようにする。
- イ 気軽に相談できる雰囲気づくりをし、上平中学校さわやか相談員によるさわやか相談室や相談コーナーを設ける。
- ウ スクールカウンセラーや教師によるさわやか教育相談日や相談週間を設定し、積極的な相談活動を行う。
- エ 教育相談の手法などに関する研修を積極的に行い適切な対応ができるようにする。
- オ 相談者のプライバシーの保護には十分留意する。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを

持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

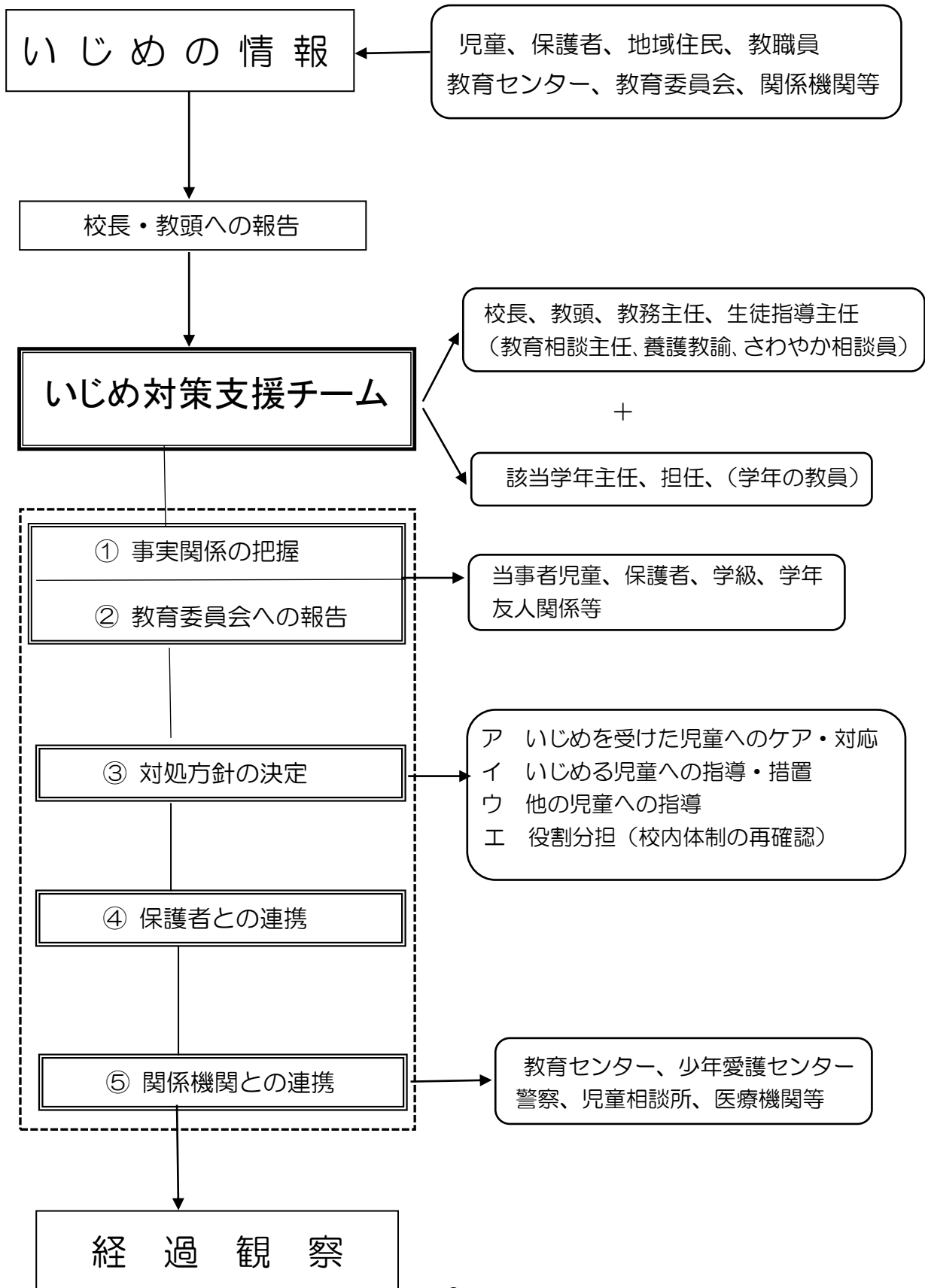
- ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- イ 未然防止の観点からも児童及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。アンケートは実施年度後、5年間保存する。
- ・ 学校の生活アンケート（児童対象）を毎月実施する。
 - ・ 子供のサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
 - ・ 子供のサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。
- ウ 県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「第1章 いじめ防止について」も活用する。

（2）いじめの早期対応

まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめを発見・通報を受けた場合は、上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」等を活用し、指導体制、教科指導の在り方について検討し、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。



イ いじめの事実確認

聴き取り調査やアンケート調査等を行い、事実確認を行う。聴き取り調査を行う際は、聴き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項を予め共有する。また、アンケート調査を実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのが最適か検討を行う。

ウ いじめを行った児童への指導・措置

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会や警察等との連携を図る。

エ いじめを受けた児童へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

オ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

カ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

キ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

ク いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含

め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ケ 記録について

「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒の支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。また、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。なお、これらの記録の保存期間は、認知年度後5年間とする。

(3) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

ア 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、学校は日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築をする。

イ 学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に、援助を求める。

ウ 近年、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

エ 学校は、警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が、警察へ積極的に相談・通報を行う。

オ 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校は、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する。その際、自殺予告等緊急を要する事案に適切に対応

できるよう、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意する。

カ 警察への相談・通報を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談・通報を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合も積極的に相談することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した対応が早期に可能となるよう相談・通報の促進を図る。

(4) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

(5) 重大事態への対処

重大事態については、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針において以下のよう規定されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

本校では、文部科学省の「いじめ文部科学省の「いじめの重大事案に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り、重大事態の定義や対応について、年度初めの会議や研修を通して、全関係者が理解する。また、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生時の報告

- ・ 重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

- ・ 第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

- ・ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。

キ 関係資料の保存について

- ・ 重大事態調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は指導要録の保存期限を踏まえ、当該児童の卒業後5年間保存する。調査報告書についても同様とする。但し、保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。

5 基本方針の共通理解

本方針については、年度初めの会議や研修を通して、全教職員が理解できるようにする。また、ホームページの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。